

「舞鶴らしい協働のまちづくりに向けた提言」(要旨)

協働を進めるための具体的な取り組み提案

1. 「協働のまちづくり」を推進する条例の制定
2. 協働を進め市民活動を支援する「舞鶴市民活動情報ネットワーク」の実現

1. 協働を進める基本的考え方

市民主権に向かって、市民自身が自治と自立を求める姿勢が必要。
市民と行政それぞれの役割の理解と補完が必要
市民誰もが、気軽に参加しやすい仕組みづくりが重要
農漁村地域と都市との「地域間の協働」が大切
市民活動への資金支援の仕組みを地域全体で創る必要

2. 提案事項

(1) 市民と行政の情報共有と対話に向けて

行政から市民への情報提供は、もっともっとわかりやすく
市民と行政が“まちづくりのパートナー”となるためには、対話・議論の機会を増やすことが必要
ITの活用～市民と行政をつなぐ新たな情報媒体としてメールマガジンを発行など～

(2) 参加しやすい環境づくり

忙しい人も参加できるように、意見を言う機会や媒体を豊富に
公的な会議の休日・夜間開催など、“現役世代”でも参加しやすくする環境づくり

(3) 協働型行政への期待

全ての行政職員が、市民を、自治における「主権者」として、またまちづくりの「パートナー」ととらえ、ともに智慧を出し汗を流す「協働」の精神で市民と接してもらおう期待。

行政資源の有効活用

きちんとしたルールの下、協働の精神で、柔軟な活用を図る。

・人

行政職員の地域担当制の導入。

行政職員への協働の考え方の研修や市民活動への参加促進。

・資金

「舞鶴まちづくり基金(ファンド)」など資金支援の制度づくりへの行政の積極的な支援。

原資は市民や団体・企業などからも広く拠出いただき、地域全体で創設。

- ・施設 「公設市民営」のように、柔軟な施設運営のさらなる拡大を。

市民による公共の仕事の分担

- ・行政の仕事の思い切って市民へ委ね、ビジネス化を。
- ・市民に委ねることで節減した経費の一部を、市民活動の支援へ宛てる仕組みを創る。

3. 具体的な取り組み提案

(1) 「協働のまちづくり」を推進する条例の制定

「協働のまちづくり」を、全市的な大きな目標として取り組んでいくためには、市全体の共通のルールとしての条例の制定が必要。次の事項が条例に盛り込まれるよう期待。

- 協働をまちづくりの進め方の基本として明確に位置付け
- 市政への市民の参加を権利として保障
- 市民や事業者、行政の役割・責務を明確化

(2) 「舞鶴市民活動情報ネットワーク」の実現

「舞鶴市民活動情報ネットワーク」の性格

協働を進め、市民が自立的な活動を展開できるよう、「市民がみんなで考え、支え合う仕組み」(ソフト)として必要。

西市民プラザ等、市民活動を支援する施設・団体と連携・協力しながら実現を図る。

「市民活動情報ネットワーク」の機能

- ・市民と行政の協働を進める機能
 - 市民と行政をつなぐ“協働の世話役”
 - 市民と行政の対話・議論の機会づくり
- ・市民活動・地域活動を支援する機能
 - 相談機能
 - 市民活動・人材に関する情報の収集・データベース化・提供
 - 参加したい人と人材を求める団体の「お見合い」機能
 - 市民活動への資金支援の仕組み「舞鶴まちづくり基金(ファンド)」の事務局
- ・市民全体の運動への取り組み

4. 今後の進め方

私たち市民懇話会の委員としては、この提言の実現に向けて、引き続き見守り、協力していきたいと考えています。

【舞鶴らしい協働のまちづくりに向けた市民懇話会委員名簿】

	氏 名
進行役	今瀬 政司 (N P O 法人市民活動情報センター)
委 員	荒木 こずえ
委 員	川嶋 公貴
委 員	新宮 美紀
委 員	谷口 康隆
委 員	戸祭 久恵
委 員	平田 文代
委 員	福田 華子
委 員	三田 敏雄
委 員	山田 至子
委 員	山本 治兵衛
委 員	吉岡 久

事務局：舞鶴市役所企画調整課

【議論の経過】

年月日	事 項
平成16年 12月4日	講演会「行政との協働による市民主権のまちづくり」(講師：市民懇話会進行役 今瀬政司氏)
	第1回舞鶴らしい協働のまちづくりに向けた市民懇話会開催
12月18日	第2回市民懇話会開催
平成17年 1月15日	第3回市民懇話会開催
	2月6日
2月13日	第4回市民懇話会開催
2月27日	自主討論会開催
3月11日	N P O 法人まちづくりサポートクラブとの意見交換会開催
3月25日	市長へ提言書を提出
3月27日	市民報告会開催